

<研究集会> 9月6日

# 「日本の男女間賃金格差を縮小するために！ 司法の責任と立法の課題」 ～中国電力事件広島高裁判決を素材として～

1980年代から多くの女性たちが裁判を闘い、勝利判決で、勝利和解で一步步差別是正の歩を進めてきました。ところが昨年7月18日に出された中国電力男女差別事件の広島高裁判決は、これまでの成果を四半世紀も戻してしまったような驚くべき内容でした。

広島高裁判決は以下の理由で差別を否定しました。

- ①男女間で層として明確に分離しているとは言えない
- ②職能等級制度、人事考課の基準等にも男性と女性とで取扱いを異にする定めがない
- ③人事考課制度は、評価基準の公表や評定者への女性登用もあり、評価者に対する研修、結果のフィードバックなどがされている
- ④女性は管理職に就任することを敬遠する傾向があり、自己都合退職も少なくない
- ⑤労基法の旧女子保護規定の存在もあった

いまだき労基法違反の男女別規定をもつ企業があるのでしょうか！ その規定がないから差別ではないとは・・・こんな判断が最高裁で確定したら！！

世界から注目されている日本の「男女不平等」を最高裁にきちんと判断してほしいと研究集会を行います。是非ご参加ください。

と き：2014年9月6日（土）13時40分～16時40分

ところ：明治大学リビティタワー 14階1143号室

プログラム：

問題提起

「日本の男女間賃金格差の原因と司法判断の問題点・・・統計学の視点から」

山口一男さん（シカゴ大学教授）

「広島高裁判決の問題点と課題」

宮地光子さん（中国電力裁判弁護団）

「日本の司法判断～その到達点と立法の課題」

中野麻美さん（中国電力裁判弁護団）

問題提起を受けてコメント

浅倉むつ子さん（早稲田大学院教授）

会場との意見交換

原告からのアピール

資料代：1000円



明治大学へは

東京都千代田区神田駿河台 1-1

JR 中央線・総武線、東京メトロ丸ノ内線

御茶ノ水駅 下車徒歩3分

主催：均等待遇アクション 21 ([kintou21@siren.ocn.ne.jp](mailto:kintou21@siren.ocn.ne.jp))

中国電力事件弁護団

連絡先：03-3359-3133

りべるて・えがりて法律事務所